

はじめに

宇治市では、「第2期宇治市障害者福祉基本計画」を平成24年3月に策定するとともに、平成29年には「宇治市手話言語条例」を制定し、手話をはじめとした多様なコミュニケーションを推進するなど、共生社会の実現を目指して障害福祉に関する広範な施策や事業の推進に努めてまいりました。



この間、国においては、平成24年の「障害者虐待防止法」の施行、平成25年の「障害者総合支援法」の施行、平成26年の「障害者権利条約」の批准、平成28年の「障害者差別解消法」の施行をはじめ、障害のある人の生活の根幹に関わる様々な法整備等が行われてきたところです。

一方で、障害のある人とそのご家族の高齢化に伴い、障害特性や生活上の悩みの複雑・多様化が進んでおり、支援体制の整備が大きな課題となっております。

こうした現状や障害のある人のニーズ等を踏まえ、今後6年間ににおいて総合的かつ計画的な障害者施策の推進を図るため、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に個性を尊重し合いながら共生することができる社会（インクルーシブコミュニティ）の実現を目指す」ことを基本理念とした「第3期宇治市障害者福祉基本計画」を、この度策定いたしました。

本計画の推進を通して、引き続き、市民の皆様とともに共生社会の実現に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご協議いただきました宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにて貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様並びに関係団体・事業所各位に、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

宇治市長 松村 淳子

目 次

第 1 計画の基本的な考え方

1	計画の趣旨	1
2	計画の位置付け	3
3	計画の基本理念	4
4	計画の基本方針	5
5	計画の期間	6
6	施策体系	7

第 2 分野別施策の方向（3 つの基本方針と 12 の主要分野）

I 基本的人権の尊重と社会参加の機会確保

1 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

(1)	基本的な方向	8
(2)	主な施策	
	(ア) 手話言語条例に基づく意思疎通支援の推進	9
	(イ) 情報アクセシビリティの向上	9
	(ウ) 選挙等における配慮	10

2 意思決定支援の推進

(1)	基本的な方向	11
(2)	主な施策	
	ア 相談支援体制の充実	
	(ア) 相談支援体制の充実	12
	イ こどもへの支援の充実	
	(ア) 早期発見と早期対応に向けた相談指導体制の充実	13

3 自立した生活の支援（福祉サービスの充実）

(1)	基本的な方向	15
(2)	主な施策	
	ア 障害のあるこどもへの支援の充実	
	(ア) 障害のあるこどもへの支援の充実	16

イ	地域生活を支えるための施策の充実	
(ア)	地域活動の支援	17
(イ)	サービス提供基盤の整備	18
(ウ)	その他のサービス	19
(エ)	精神障害のある人への施策の充実	19
(オ)	難病等対策の推進	20
ウ	住まいの場の確保に関する施策の充実	
(ア)	地域相談支援の充実	20
(イ)	グループホームの利用促進	20
(ウ)	住宅のバリアフリー化の支援	21
エ	高齢化、障害の重度化への対応	
(ア)	重度の障害のある人への支援	21
(イ)	障害のある人の高齢化への対応	22
オ	生活安定のための施策の充実	
(ア)	各種福祉手当等の支給	22
(イ)	補装具・日常生活用具等の給付等の実施	23

4 保健・医療の充実

(1)	基本的な方向	24
(2)	主な施策	
ア	保健サービスの推進	
(ア)	ライフステージに応じた保健サービスの推進	25
(イ)	高齢化への対応	26
イ	リハビリテーション供給体制等の充実	
(ア)	リハビリテーション供給体制の充実	27
(イ)	公費負担医療制度の運営等	27
ウ	精神保健医療の推進	
(ア)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	28
(イ)	医療機関との連携	28
(ウ)	情報提供の充実	28

5 雇用・就業、経済的自立の支援

(1)	基本的な方向	29
(2)	主な施策	
ア	雇用の促進	
(ア)	市民や企業への啓発等の充実	30
(イ)	市内企業等との連携	30

(ウ) ネットワーク組織との連携	30
(エ) 一般就労の定着の推進	30
(オ) 障害のある職員の採用	31
(カ) 契約制度の取り組み	31
イ 福祉的就労の充実	
(ア) 障害者施設の製品の販路拡大	31
(イ) 優先調達の推進	31

6 教育の振興

(1) 基本的な方向	32
(2) 主な施策	
ア 教育的ニーズに応じた学校教育（特別支援教育）の充実	
(ア) インクルーシブ教育の推進	33
(イ) 就学と進路指導の充実	33
(ウ) 教育環境の整備	34
(エ) 教職員研修の充実	34
イ 生涯学習の充実	
(ア) 学校卒業後の学習機会の提供	34

II 差別の禁止と必要かつ合理的な配慮の提供による社会的障壁の解消

7 差別の解消、権利擁護の推進、虐待の防止

(1) 基本的な方向	35
(2) 主な施策	
(ア) 差別の解消	36
(イ) 成年後見制度の普及・啓発	36
(ウ) 虐待の防止	36

8 安全・安心な生活環境の整備

(1) 基本的な方向	37
(2) 主な施策	
(ア) ユニバーサルデザインの普及・啓発	38
(イ) 建築物等のバリアフリー化の促進	38
(ウ) 地域におけるバリアフリー化の促進	38
(エ) 住宅のバリアフリー化の支援（再掲）	38

9 防災・防犯等の推進

- (1) 基本的な方向・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- (2) 主な施策
 - (ア) 防災対策の推進・・・・・・・・・・・・ 40
 - (イ) 情報登録制度の運営・・・・・・・・・・ 40
 - (ウ) 福祉避難所の整備・・・・・・・・・・・・ 40
 - (エ) 防犯対策の推進・・・・・・・・・・・・ 41

Ⅲ 市民相互の理解と支え合いによる共生社会の実現

10 理解と交流の促進

- (1) 基本的な方向・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- (2) 主な施策
 - (ア) 広報・啓発活動の推進・・・・・・・・・・ 43
 - (イ) 障害の理解を進める福祉学習の推進・・ 43
 - (ウ) 交流・ふれあいの場の充実・・・・・・・・ 44

11 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- (1) 基本的な方向・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- (2) 主な施策
 - (ア) スポーツ活動の推進・・・・・・・・・・・・ 46
 - (イ) 文化芸術・レクリエーション活動の推進・・ 46

12 推進体制の整備

- (1) 基本的な方向・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- (2) 主な施策
 - (ア) 推進組織の整備・・・・・・・・・・・・ 49
 - (イ) 福祉人材の確保・養成・・・・・・・・・・ 49
 - (ウ) 国・京都府・民間との役割分担と連携強化・・ 49

- (参考資料)・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

※「障害」の表記について

近年、「害」の字が入っているのは好ましくないとして、「障害者」や「障がい者」といった表記を使用する場合がありますが、「第 26 回障がい者制度改革推進会議」（平成 22 年 11 月 22 日開催、内閣府所管）において、法令などにおける「障害」の表記のあり方について、「当面、現状の『障害』を用いる」との国の見解が示されました。

それ以降、国による用法の変更はないことから、本計画においても「障害」の表記を用いることとし、今後の国の動向により、必要に応じて表記の変更等について検討を行います。

※「児童」の表記について

本計画に位置付けられる障害者施策は広範囲にわたり、関係法令も多岐にわたります。法令によっては、18 歳未満の人について、「幼児」「児童」「生徒」など、細分化されている場合がありますが、本計画においては可能な限り、18 歳未満の人については「児童」で表記を統一しています。

第Ⅰ 計画の基本的な考え方

Ⅰ 計画の趣旨

宇治市では、平成 24 年 3 月に、「宇治市障害者福祉基本計画（第Ⅰ期）」（以下、「第Ⅰ期計画」といいます。）と共通の「ノーマライゼーションとリハビリテーションの実現」を基本理念とする「第Ⅱ期宇治市障害者福祉基本計画」（以下、「第Ⅱ期計画」といいます。）を策定し、総合的かつ計画的に障害者施策を推進してきました。

この間、国においては、平成 25 年 4 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行され、障害福祉サービス・地域生活支援事業その他の支援を総合的に行う体制が制度化されました。

そして、平成 26 年 1 月の「障害者の権利に関する条約」の批准及び同条約の実施状況に関する令和 4 年の総括所見等の公表、平成 28 年 4 月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行により、障害者に対する不当な差別の禁止等が明文化されるなど、障害のある人の権利保障の重要性が一層高まっています。

さらに、平成 30 年 6 月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障害者の文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進が示されるなど、障害のある人の生活全般に関わる様々な法制度が整備されてきました。

一方、宇治市においても、平成 29 年 12 月に「宇治市手話言語条例」を施行し、手話をはじめとする多様なコミュニケーション手段による意思疎通の普及を推進するなど、共生社会の実現に向けた仕組みづくりに努めてきたところです。

こうした中、第Ⅱ期計画は令和 5 年度をもってその計画期間を終了します。

本計画は、これまでの取り組みと課題を整理するとともに、令和 4 年 12 月から市内の障害のある人等を対象に実施したアンケート調査の結果等による様々な意見を踏まえ、第Ⅱ期計画に続いて障害者施策の一層の推進を図るため、令和 6 年度からの 6 年間ににおける第Ⅲ期の「宇治市障害者福祉基本計画」として策定するものです。

《第2期計画中の関連法・宇治市の条例等の動き》

年月	法令等
H24.10 月	○「障害者虐待防止法」の施行
H25. 4 月	○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」 (障害者総合支援法)の施行
	○「障害者優先調達推進法」の施行
H26.1 月	○「障害者の権利に関する条約」の批准
H26.4 月	○「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」 の施行
H27.1 月	○「難病の患者に対する医療等に関する法律」(難病法)の施行
H28.4 月	○「障害者差別解消法」の施行
	○「障害者雇用促進法の一部を改正する法律」の施行
H28.5 月	○「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行
H28.8 月	○「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行
H29.4 月	○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する宇治市職員対応要領」 の施行
H29.12 月	★「宇治市手話言語条例」の施行
H30.4 月	○「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行
H30.6 月	○「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行
R1.6 月	○「視覚障害者等の読書環境の整備の促進に関する法律」(読書バリア フリー法)の施行
R2.4 月	★「宇治市障害者活躍推進計画」の施行
R2.6 月	○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリア フリー法)の一部を改正する法律」の施行
R3.5 月	○「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定
R3.6 月	○「障害者差別解消法の一部を改正する法律」の公布 (R6.4 月施行)
R3.9 月	○「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」
R4.5 月	○「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」 の施行

○：関連法、★：宇治市の条例等

2 計画の位置付け

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、宇治市における障害のある人のための施策に関する基本的な計画と位置付けます。

あわせて、本計画に基づく障害福祉サービス分野の3か年単位の実施計画として「宇治市障害福祉計画」及び「宇治市障害児福祉計画」を策定し、一体的な推進を図ります。

また、本計画は、国や京都府の「障害者基本計画」を基本とし、かつ本市の基幹計画である「宇治市総合計画」や福祉部門の上位計画である「宇治市地域福祉計画」、さらには「宇治市子ども・子育て支援事業計画」、「宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等の各種の関連計画との整合を図りながら、事業を展開していくものです。

なお、この計画において「障害のある人」は、「障害者基本法」第2条に定義される「障害者」を言います。

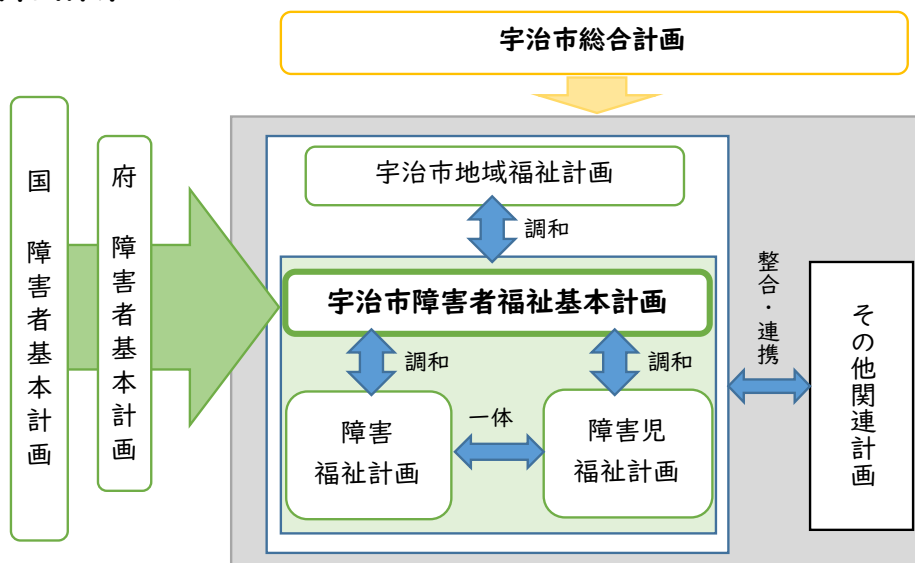
「障害者基本法」(抜粋)

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

《計画体系のイメージ》



3 計画の基本理念

「第2期計画」では、「ノーマライゼーションとリハビリテーションの実現」を計画の基本的な理念とし、様々な施策を推進してきました。

この理念は、おもに、障害のある人が一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えることや、障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立能力の向上を通じ、参加と自立に寄与し、共生社会の実現を目指すものです。

一方でこの間、平成25年に施行された「障害者総合支援法」において、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念のもとで、障害のある人の生活を総合的に支援する制度体系が示されるなど、各分野が有機的に連携した支援体制が求められています。

また、平成26年に批准された「障害者の権利に関する条約」では、「障害者の社会への参加・包容の促進」が謳われており、共生社会の実現のためには、障害のある人のみならず地域社会全体の視点から、障害のある人を含めた全ての人を受容し、相互に尊重して助け合う意識や仕組みの構築（インクルージョン）が不可欠になります。

本計画においては、「第1期計画」・「第2期計画」の理念をより発展的・普遍的に継承したうえで、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することができる社会（インクルーシブコミュニティ）を目指すことを基本理念に、全ての障害者施策を総合的かつ計画的に行っていきます。



4 計画の基本方針

「第3期計画」においては、次の3つの基本方針に基づき、各施策を推進します。

(1) 基本的人権の尊重と社会参加の機会確保

共生社会の実現の前提には、障害のある人の基本的人権の尊重とその尊厳にふさわしい生活の保障があります。そして、障害のある人には、社会を構成する一員として、社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に参加する機会が確保される必要があります。

そのためには、障害のある人の自立に向け、その主体的な意思を尊重することが必要です。

(2) 差別の禁止と必要かつ合理的な配慮の提供による社会的障壁の解消

障害のある人に対し、障害を理由として差別すること、権利利益を侵害する行為は、あってはならないことです。また、障害がある人にとって、障害をもたらす要因は、本人における心身の機能の障害だけでなく、障害のある人が、日常生活や社会生活を営むうえで制限をもたらす事物、制度、慣行、観念など一切の社会的障壁にもあります。

共生社会の実現のためには、物理的・精神的なあらゆる社会的障壁の解消が必要です。それに伴う負担が過重でないときには、障害のある人に対し、必要かつ合理的な配慮がされなければなりません。

さらに、これからの施策は、障害の有無にかかわらず、誰でも安心して快適に暮らすことが当たり前にできるよう「ユニバーサルデザイン」の考え方にに基づき進める必要があります。

【ユニバーサルデザイン】

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

(3) 市民相互の理解と支え合いによる共生社会の実現

障害のある人もない人も、分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会（インクルーシブコミュニティ）を実現するためには、相互に理解し支え合ってまちづくりを進めなければなりません。

そのためには、あらゆる機会を通じて、相互の交流と理解を深める取り組みを進める必要があります。

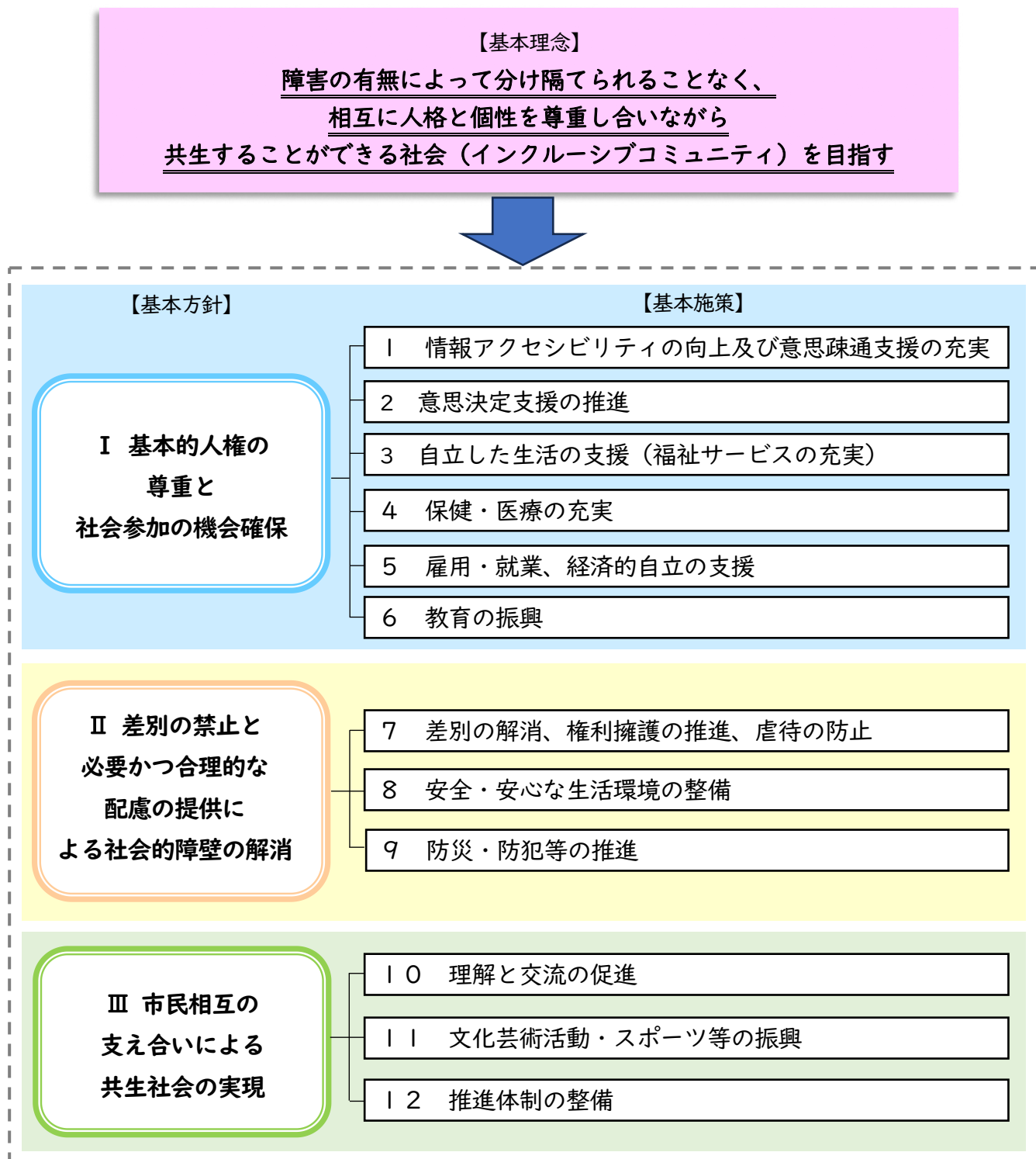
5 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。
なお、国や法制度の動向などにより、必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	H30 (2018)	H31 R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
宇治市 障害者福祉 基本計画	第2期 H24～R5 (12年間)					第3期 (本計画) R6～R11 (6年間)						
宇治市 障害福祉計画	第5期 H30～R2 (3年間)		第6期 R3～R5 (3年間)			第7期 R6～R8 (3年間)			第8期 R9～R11 (3年間)			
宇治市 障害児福祉計画	第1期 H30～R2 (3年間)		第2期 R3～R5 (3年間)			第3期 R6～R8 (3年間)			第4期 R9～R11 (3年間)			

6 施策体系

この計画の分野別の施策体系として、「4 計画の基本方針」における3つの基本方針のもと、次の12項目の主要分野に区分し、それぞれについて、施策の基本方向と主な施策をまとめています。



第 2 分野別施策の方向

I

基本的人権の尊重と社会参加の機会確保

Ⅰ 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

(Ⅰ) 基本的な方向

情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実については、「第2期計画」においても、補装具・日常生活用具の給付等の実施、障害のある人の地域生活を支える人材の養成・確保、選挙等における配慮などに取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果では、情報の入手に関して困っていることとして、「欲しい情報がどこにあるか分からない」、「インターネットが使えず、情報量が少ない」などの回答をいただいています。

この間、国においては、障害者による情報の取得利用・意思疎通にかかる施策を総合的に推進するため、令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。

その趣旨も踏まえ、障害のある人が、必要な情報に円滑にアクセスできるよう、障害者に配慮したサービスの提供等の取り組みを通じて情報アクセシビリティの向上を推進するとともに、障害福祉サービスや市政だより等の行政情報について、わかりやすい方法・内容による情報提供に努めます。

あわせて、平成29年12月に制定した「宇治市手話言語条例」の理念に基づき、手話を始めとする多様なコミュニケーション手段を尊重し、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成、サービスの利用の促進、多様なコミュニケーション手段の普及啓発等の取り組みを通じて意思疎通支援の充実を図ります。

(2) 主な施策

(ア) 手話言語条例に基づく意思疎通支援の推進

● 市民向けの出前講座の実施

市内の学校・市民団体・企業等に対し、手話・要約筆記・点訳等の多様なコミュニケーション手段の普及や障害理解の促進に関する出前講座を実施し、共生社会の実現に向けた市民全体への啓発を図ります。

● 各種奉仕員の確保と養成

社会福祉協議会やボランティア団体等との協力により、手話奉仕員・要約筆記者・音訳ボランティア・点訳ボランティアの養成講座を開催し、各種奉仕員の確保と養成に努めます。

● コミュニケーション支援の推進

手話通訳者や要約筆記者の派遣により、聴覚に障害のある人のコミュニケーション及び社会参加を支援します。

(イ) 情報アクセシビリティの向上

● 情報提供の充実

障害のある人の生活に関わる情報全般について、市政だより・FMうじ・ホームページ・SNSなどの様々な媒体を通じて、わかりやすく効果的な情報提供及び啓発を実施します。

● 情報技術の活用への支援

障害のある人が情報技術を活用できるよう、日常生活用具給付等事業において、周辺機器等の購入を助成し、障害のある人の情報バリアフリー化を支援します。

● ファックス等の利用助成

聴覚障害のある人のコミュニケーション手段を確保するため、ファックス及びフラッシュベルの利用費用を助成します。

● 防災情報の配信

宇治市における防災関係の情報提供を希望する人に対し、京都府の配信システムを活用し、防災情報を配信します。

● Ne t 1 1 9 緊急通報システムの運用

聴覚、音声及び言語の機能障害のある人が、インターネット機能を利用して119番通報できる「Ne t 1 1 9」のシステムを運用し、円滑な緊急通報を支援します。

(ウ) 選挙等における配慮

● 投票環境の整備と情報の提供

障害のある人の選挙権を行使しやすくするため、投票所のバリアフリー化、代理投票・不在者投票制度の円滑な実施などによる投票しやすい投票環境の整備を行うとともに、選挙に関するお知らせ等の点字化・音声化やホームページ・SNSなど、様々な手法による情報提供に努めます。



手話入門講座

2 意思決定支援の推進

(1) 基本的な方向

意思疎通支援の推進については、「第2期計画」においても、相談体制の充実、障害のある児童への障害の早期発見と早期対応に取り組んできましたが、今回のアンケート結果では、行政や専門機関で相談しやすい体制をつくるために必要なこととして、「信頼できる相談者がいる」や「曜日や時間に関係なく応じてくれる」などの回答をいただきました。

障害者本人や支援する家族等の高齢化が進むなか、障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、日常生活・社会生活や障害福祉サービスの受給等に関して、本人の意向や利益に即した様々な意思決定が必要となります。

そのため、自ら意思を決定することや表明することが困難な障害のある人や家族等に対し、関係機関等と連携しながら、相談支援体制や制度周知の充実を通じて意思決定の支援を図ります。

また、こどもの障害の早期発見と早期対応により、障害のあるこどもの心身の健やかな成長につながるよう、各段階での健診及びその結果に基づく相談・指導等について、きめ細かな支援体制の整備を図ります。

(2) 主な施策

【ア 相談支援体制の充実】

(ア) 相談支援体制の充実

●障害者生活支援センターの機能強化と利用促進

障害のある人の地域生活に係る相談や支援の総合的な窓口である障害者生活支援センターについて、より多くの相談に的確に対応できるよう、センターの増設などにより機能強化を図るとともに、広く周知することにより利用促進に努めます。

●計画相談支援の利用促進

障害のある人が必要とする障害福祉サービス等をもれなく利用できるよう、指定特定相談支援事業者による、ケアマネジメント機能を伴った計画相談支援のサービスの利用を促進します。

●地域自立支援協議会との連携

困難事例や制度の検討、障害に関する啓発等の取り組みについて宇治市地域自立支援協議会と連携するとともに、就労ネットワークの整備等の広域課題について山城北圏域自立支援協議会と連携することにより、障害のある人に対する支援の充実を図ります。

●身体・知的障害者相談員の活用

障害のある人の様々な課題に対して、障害当事者からの的確な助言等を受けられるよう、身体障害者相談員や知的障害者相談員の周知と活用促進を図ります。また、障害者生活支援センター、指定特定相談支援事業所、その他関係機関との連携に努めます。

●福祉制度パンフレットの作成と配布

障害のある人が利用できる制度や本市独自の障害者施策の周知のため、わかりやすい制度紹介のパンフレットを作成し、配布や開示を推進します。

●市の窓口・相談体制の充実

障害福祉課をはじめ、障害のある人の支援に係る庁内の窓口サービスの充実を図るため、職員研修や所属内での情報共有の充実に努めるとともに、関係部署相互の連携により、迅速かつ的確に対応できる体制づくりを進めます。

【イ こどもへの支援の充実】

（ア）早期発見と早期対応に向けた相談指導体制の充実

●初期における相談・指導体制の充実

こどもに障害があるのではと感じた保護者が、いち早く悩みを相談できるように努めます。さらに、早期に的確な対応ができるよう、保健所や医療機関の連携のもとに相談・指導体制の充実に努めます。

●（仮称）乳幼児教育・保育支援センターとの連携

乳幼児期の教育・保育の一層の充実を図るため、（仮称）乳幼児教育・保育支援センターにおいて、特別な配慮や支援が必要なこどもの課題の共有、就学前施設への訪問支援、療育施設や小学校等との連携などの取り組みを行うことにより、切れ目のない支援の充実に努めます。

●療育等に関するネットワークの構築

保健所、児童相談所、障害児通所支援事業者、医療機関等と連携・協働し、障害のある児童の心身の発達に関して総合的な療育的支援を提供できる体制づくりに努めます。

●障害児相談支援の利用促進

障害のある児童が必要とする障害児通所支援等を的確に選んで利用できるよう、指定障害児相談支援事業者による、ケアマネジメント機能を伴った障害児相談支援のサービスの利用を促進します。

●妊産婦等への訪問指導の充実

妊産婦や新生児への訪問指導の充実に努め、先天性疾患や障害の早期発見及び適切な指導につなげます。また、乳幼児健診で発達上の問題や障害を早期発見された乳幼児に対しても、必要に応じて保健師・発達相談員・栄養士による訪問指導の充実に努めます。

●聴覚障害の早期発見の支援

聴覚障害を早期に発見するため、新生児聴覚スクリーニング検査の受診券を配付し、検査の結果、要精密検査と判定された場合、医療機関との連携や本人への支援などを行います。

●乳幼児健康診査の実施

3か月児、10か月児、1歳8か月児、3歳児健診といった一連の乳幼児健診を実施し、疾病や障害の早期発見に努め適切な指導を行います。また、新たに1か月児、5歳児健診の実施に努めます。健診に合わせて医療機関や保健所と連携し、個々に応じた相談や指導を行います。

●乳幼児へのフォローの充実

乳幼児健診で心身の発達に問題の生じるおそれがあるとされた乳幼児を対象に、予防的観点も含めて発達相談や親子あそびの教室等による経過観察を行い、問題の軽減に努めます。また、必要に応じて疾病や障害の早期発見のため、京都府立こども発達支援センター、保健所の発達支援クリニック及び医療機関の紹介等を行います。



冊子「宇治市の障害福祉」

3 自立した生活の支援（福祉サービスの充実）

（１）基本的な方向

自立した生活の支援や福祉サービスの充実については、「第２期計画」においても、地域生活を支えるための施策の充実、住まいの場の確保のための施策の充実、障害の重度化、障害のある人の高齢化への対応、生活安定のための施策の充実などに取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果では、障害のある人の福祉の充実のために、今後宇治市で取り組んでほしい分野として、「福祉サービス」が最多の回答となっています。

障害のある人への福祉サービス等の給付に関しては、平成２５年４月に「障害者総合支援法」が施行され、サービス体系として「障害福祉サービス」及び「地域生活支援事業」が制度化されました。

同法ではあわせて、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念が明記され、その実現のために、障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援を総合的かつ計画的に行うものとされています。

こうした趣旨のもと、今後も「障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の必要量の確保とサービス提供体制の計画的な整備に努めるとともに、幅広い分野の施策や機関等とも連携し、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある人の生活の総合的な支援に努めます。

さらに、障害のあるこどもへの支援にあたっては、保育・教育機関や放課後等の通所施設における療育等の充実を図ります。

(2) 主な施策

【ア 障害のあるこどもへの支援の充実】

(ア) 障害のあるこどもへの支援の充実

●障害児相談支援の利用促進（再掲）

障害のある児童が必要とする障害児通所支援等を的確に選んで利用できるよう、指定障害児相談支援事業者による、ケアマネジメント機能を伴った障害児相談支援のサービスの利用を促進します。

●障害児通所支援のサービスの提供

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など、児童福祉法に基づくサービスを提供するとともに、サービス情報の周知に努めます。

●障害児特別保育の充実

保育を必要とする障害のある児童の保育所等への受け入れを行い、その児童の福祉の向上を図るために適切な保育職員の加配を実施し、保育の充実に努めます。また、障害児保育担当員等と発達相談員等の専門家との連携の強化に努め、保育内容の向上に努めます。

●（仮称）乳幼児教育・保育支援センターとの連携（再掲）

乳幼児期の教育・保育の一層の充実を図るため、（仮称）乳幼児教育・保育支援センターにおいて、特別な配慮や支援が必要なこどもの課題の共有、就学前施設への訪問支援、療育施設や小学校等との連携などの取り組みを行うことにより、切れ目のない支援の充実に努めます。

●育成学級での障害のある児童の受け入れ

就労等により保護者が不在となる間、安全安心な環境で心身の健全な育成を図ることができるよう、育成学級での障害のある児童の受け入れ体制の充実に努めます。

●放課後や休日に活動できる場の確保

障害のある児童が放課後や休日に活動できる場所の確保のため、放課後等デイサービス及び日中一時支援事業を推進します。

●自立支援医療費（育成医療）の支給

身体に障害がある児童を対象に自立支援医療費（育成医療）を給付し、その障害の除去や軽減を支援します。

●小児慢性特定疾患児への支援

小児慢性特定疾患に罹患する児童に対し、必要とされる日常生活用具を給付し、本人の日常生活及び家族等の介護負担の軽減を支援します。

【イ 地域生活を支えるための施策の充実】

(ア) 地域活動の支援

●ボランティア活動センターの活動支援

障害のある人の地域生活を支援するボランティア活動の輪が広がるよう、社会福祉協議会と協働して宇治ボランティア活動センターとの連携に努めるとともに、広報誌等による各種ボランティア活動の紹介・啓発や活動推進のための支援を進め、市民が積極的にボランティア活動に参加する機運の醸成に努めます。

●障害の種類に応じた自主的な講座等の支援

オストメイト講座や耳のこと相談会等、障害のある人の自主的な講座等の取り組みに対し、必要な支援を行います。

●障害者関係団体の活性化の支援

市内の障害者関係団体の活動の活性化により、会員間での情報共有や支え合いが強化され、障害者福祉の一層の向上につながるよう、障害者関係団体の活動内容等について積極的に紹介するとともに、広く地域の人々と交流する機会を確保し、活動の活性化を支援します。

●各種奉仕員の確保と養成（再掲）

社会福祉協議会やボランティア団体等との協力により、手話奉仕員・要約筆者・音訳ボランティア・点訳ボランティアの養成講座を開催し、各種奉仕員の確保と養成に努めます。

●交流教育の充実

障害のある児童とない児童が、互いに理解を深めて成長できるよう、学校での交流・共同学習の充実を図るとともに、地域での子供会活動や諸行事等への障害のある児童の積極参加を呼びかけるなど、交流教育の推進に関する取り組みを支援します。

●放課後や休日に活動できる場の確保（再掲）

障害のある児童が放課後や休日に活動できる場所の確保のため、放課後等デイサービス及び日中一時支援事業を推進します。

●地域活動支援センターによる支援

地域活動支援センターにおいて、創作活動や生産活動などの機会を提供することにより、障害のある人の社会参加及び交流を支援します。

(イ) サービス提供基盤の整備

●「宇治市障害福祉計画・宇治市障害児福祉計画」の推進

「宇治市障害福祉計画・宇治市障害児福祉計画」を策定し、その進捗管理を行うことにより、サービス提供体制の計画的な整備を図ります。

●地域生活支援拠点等の充実

居住支援を中心に障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制である地域生活支援拠点等について、拠点の確保及び拠点間の連携等の推進により、市内全域での拠点機能の充実に努めます。

●訪問入浴サービスの充実

在宅での入浴が困難な重度の身体障害のある人に入浴の機会が確保されるよう、訪問入浴サービスの充実に努めます。

●レスパイトサービスの提供

在宅で障害のある人を介護する家族が、日頃の心身の疲れを回復できるよう、レスパイトサービスを提供します。

●移動支援の充実

障害のある人の社会参加を推進するため、外出支援サービスの充実に努めます。

●日中一時支援の充実

障害のある人が日中に自宅以外で活動できる場所を提供するため、日中一時支援サービスの充実に努めます。

●福祉有償運送の推進

障害のある人の公共交通機関以外の移動手段として、NPO等による福祉有償運送が円滑に実施できるよう、宇治市福祉有償運送運営協議会を設置し、推進に取り組めます。

●福祉タクシー・ガソリン利用券の交付

重度の障害のある人の社会参加を支援するため、福祉タクシー・ガソリン利用券を交付し、タクシーを利用するときの運賃又は自家用車等の燃料費の一部を補助します。

(ウ) その他のサービス

●施設使用料の減免

市の有料公共施設の入場料や使用料の割引や減免等を行うことにより、障害のある人の社会参加や余暇活動の充実を支援します。

●ふれあい収集の実施

障害のある人や高齢者等、ごみの集積場所まで家庭ごみを排出するのが困難な人のみの世帯に対し、個別訪問によりごみ収集を行うふれあい収集を実施します。

●車椅子の貸与

障害のある人の一時的な車椅子利用に対応するため、車椅子の貸与を行います。

●各種費用助成の実施

障害のある人の社会参加や生活の基盤となる住宅の整備等を促進するため、自動車運転免許取得費用、自動車改造費用、住宅改造費用の一部を助成します。

(エ) 精神障害のある人への施策の充実

●精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、保健所、医療機関、障害福祉サービス事業所、当事者・ボランティア団体等と幅広く連携を図りながら、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加等に関する相談と支援に対応した包括的なケアシステムの構築を目指します。

●精神障害のある人の地域生活を支えるサービスの充実

精神障害のある人の地域生活を支援するため、訪問による生活訓練サービスの充実を図ります。

●地域活動支援センターによる支援（再掲）

地域活動支援センターにおいて、創作活動や生産活動などの機会を提供することにより、障害のある人の社会参加及び交流を支援します。

●精神障害のある人の社会復帰等の支援

障害の程度に応じた社会参加と自立を促進するとともに、グループ活動を通じて社会適応能力の向上を図るため、精神障害者社会復帰集団指導事業（グループワーク）を実施します。

●自立支援医療費（精神通院）の支給

精神科・神経科等への継続的通院が必要な人に対して自立支援医療費を支給するとともに、制度の周知にも併せて取り組みます。

（オ）難病等対策の推進

●障害福祉サービス等の提供

難病患者に対し、本人のニーズや症状等に即して障害福祉サービス等を提供し、療養生活を支援するとともに、難病患者が障害福祉サービス等の対象であることについての制度周知に努めます。

●小児慢性特定疾患児への支援（再掲）

小児慢性特定疾患に罹患する児童に対し、必要とされる日常生活用具を給付し、本人の日常生活及び家族等の介護負担の軽減を支援します。

【ウ 住まいの場の確保に関する施策の充実】

（ア）地域相談支援の充実

●地域生活支援拠点等の充実（再掲）

居住支援を中心に障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制である地域生活支援拠点等について、拠点の確保及び拠点間の連携等の推進により、市内全域での拠点機能の充実に図ります。

●地域移行支援の実施

障害のある人が施設入所や長期入院から地域生活に移行する際に、地域移行支援のサービスによって住居の確保や新しい生活の準備等の相談支援を行い、本人のニーズに応じた円滑な地域移行を支援します。

（イ）グループホームの利用促進

●グループホームの充実

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を営む場として、幅広い障害の種別や特性に対応可能なグループホームの充実に図るため、開設を予定する法人等に対し、補助制度など必要な情報提供を行います。

●グループホームの利用に際しての助成

低所得のグループホームの利用者に対して家賃助成を行い、グループホームの利用に係る費用負担の軽減を図ります。

(ウ) 住宅のバリアフリー化の支援

●住宅改修費の助成

重度の身体または知的障害のある人が、身体の状態に適するように住宅を改修する場合に、その費用の一部を助成します。

【エ 高齢化、障害の重度化への対応】

(ア) 重度の障害のある人への支援

●医療的ケアが必要な人への支援

障害者施設等や教育・保育施設など、各ライフステージでの社会生活に関わる様々な場所において、看護師や施設の職員等による医療的ケアが円滑に提供されるよう、京都府等の関係機関と連携しながら必要な支援や情報の提供に努めます。

●重度心身障害老人等への医療費の助成

重度の心身障害がある高齢者等（後期高齢者医療制度被保険者）に対して、重度心身障害老人健康管理事業により医療費の自己負担額を助成します。また、重度の精神障害等のある人への適用範囲の拡充を図ります。

●強度行動障害のある人への支援

強度行動障害のある人が、地域で安定した生活を送れるよう、行動援護や短期入所、重度訪問介護等の必要なサービスを組み合わせて提供します。

●重症心身障害児・者や重度の障害のある人への支援

重症心身障害児・者や重度の障害のある人が、地域で安定した生活を送れるよう、重度訪問介護や短期入所、療養介護等の必要なサービスを組み合わせて提供します。

(イ) 障害のある人の高齢化への対応

●介護保険制度との連携

介護保険制度による給付の対象者については、介護保険サービスが優先的に適用されるため、障害のある高齢者が、制度のはざままで支援から漏れることなく必要なサービスを利用できるよう、介護保険制度との連携・調整を図ります。

●高齢者福祉との連携

介護保険制度による各種サービスの提供や介護予防・日常生活総合支援事業等を通じて、日常生活の支援、介護状態の維持・改善及び介護予防などに取り組みます。

●高齢化に対応した在宅福祉の充実

障害のある高齢者の在宅生活において必要とされるサービスについて、介護保険制度との連携のもと、介護保険サービスへの上乗せ分や障害福祉サービスに固有のサービス等の提供を行い、在宅福祉の充実を図ります。

【オ 生活安定のための施策の充実】

(ア) 各種福祉手当等の支給

●各種福祉手当の支給

特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、経過的福祉手当等の各種手当を支給し、障害のある人及びその家族の経済的・精神的負担の軽減を図ります。

●公的年金制度等に関する市の相談体制の充実

障害基礎年金や特別障害給付金は、障害のある人の生活安定において重要な制度です。このため、関係部署の連携により相談体制の充実に努めます。

●在日外国人重度障害者特別給付金の支給

国民年金法の制度が適用されず、制度的無年金となっている在日外国人の重度障害者に対する給付が、国で制度化されるよう、引き続き国に要望します。市では、国で救済措置がなされるまでの間の独自施策として給付金を支給します。

(イ) 補装具・日常生活用具等の給付等の実施

●補装具費の支給

障害の状態から補装具の購入または修理が必要と認められた障害のある人に対し、その費用を支給します。

●日常生活用具の給付

在宅の重度の障害のある人に対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付等を行います。

●小児慢性特定疾患児への支援（再掲）

小児慢性特定疾患に罹患する児童に対し、必要とされる日常生活用具を給付し、本人の日常生活の支援及び家族等の介護負担の軽減を図ります。

●車椅子の貸与（再掲）

障害のある人の一時的な車椅子利用に対応するため車椅子の貸与を行います。

●ファックス等の利用助成（再掲）

聴覚障害のある人のコミュニケーション手段を確保するため、ファックス及びフラッシュベルの利用費用を助成します。

●障害者施設等通所交通費の助成

公共交通機関を利用して障害者施設等に通所する障害のある人に、交通費の一部を助成、社会参加や訓練を支援します。

●各種費用助成の実施（再掲）

障害のある人の社会参加や生活の基盤となる住宅の整備等を促進するため、自動車運転免許取得費用、自動車改造費用、住宅改造費用の一部を助成します。

4 保健・医療の充実

(1) 基本的な方向

保健・医療の充実については、「第2期計画」においても、地域生活を支えるための施策の充実、リハビリテーション供給体制等の充実、精神保健医療の推進などに取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果では、障害のある人の福祉の充実のために、今後宇治市で力を入れて取り組んでほしい分野として、身体障害者は「医療」、障害児全体では「発達支援」に多くの回答をいただきました。

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、障害の原因疾患への対応をはじめとする適切な医療サービスを身近な地域で受けられるとともに、障害からの回復・重症化予防のためのリハビリテーションや、ライフステージに応じた健康診断・健康管理等の支援が必要とされます。

特に、精神障害や発達障害などの障害については、保健・医療によるケアが障害の緩和や社会的適応につながりやすいため、保健・医療の関係機関との連携が重要となります。

こうした点を踏まえ、障害のある人それぞれの障害の種別や特性に沿ったきめ細かな保健・医療の充実に努めます。



障害者施設での創作活動

(2) 主な施策

【ア 保健サービスの推進】

(ア) ライフステージに応じた保健サービスの推進

●聴覚障害の早期発見の支援（再掲）

聴覚障害を早期に発見するため、新生児聴覚スクリーニング検査の受診券を配付し、検査の結果、要精密検査と判定された場合、医療機関との連携や本人への支援などを行います。

●乳幼児健康診査の実施（再掲）

3 か月児、10 か月児、1 歳 8 か月児、3 歳児健診といった一連の乳幼児健診を実施し、疾病や障害の早期発見に努め適切な指導を行います。また、新たに1 か月児、5 歳児健診の実施に努めます。健診に合わせて医療機関や保健所と連携し、個々に応じた相談や指導を行います。

●乳幼児へのフォローの充実（再掲）

乳幼児健診で心身の発達に問題の生じるおそれがあるとされた乳幼児を対象に、予防的観点も含めて発達相談や親子あそびの教室等による経過観察を行い、問題の軽減に努めます。また、必要に応じて疾病や障害の早期発見のため、京都府立こども発達支援センター、保健所の発達支援クリニック及び医療機関の紹介等を行います。

●妊産婦等への訪問指導の充実（再掲）

妊産婦や新生児への訪問指導の充実に努め、先天性疾患や障害の早期発見及び適切な指導につなげます。また、乳幼児健診で発達上の問題や障害を早期発見された乳幼児に対しても、必要に応じて保健師・発達相談員・栄養士による訪問指導の充実に努めます。

●心身障害児等の通園の支援

心身や言語の発達に問題を抱えるこどもの早期療育とその家族の支援のために、心身障害児等通園事業を実施します。

●心身障害児者歯科診療の充実

心身障害児者歯科診療を充実し、障害のある人や児童の歯科衛生の向上に努めます。

●成人期における健康診断の推進

成人期からの障害の発生を予防するために、各種の健康診査・がん検診等の充実に努めます。

● 予防接種の推進

障害のある人の多くは基礎疾患を有しており、感染症等の罹患時に重症化しやすいため、高齢者等を対象としたインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等の予防接種などにより、発症及び重症化の予防に努めます。

● 健康診査や医療についての情報提供の充実

障害のある人や児童の歯科診療や各種の健康診査・がん検診等についての情報提供に努め、障害のある人が医療や健診を受診しやすい環境をつくれます。

(イ) 高齢化への対応

● 介護保険制度との連携（再掲）

介護保険制度による給付の対象者については、介護保険サービスが優先的に適用されるため、障害のある高齢者が、制度のはざままで支援から漏れることなく必要なサービスを適切に利用できるよう、介護保険制度との連携・調整を図ります。

● 高齢者福祉との連携（再掲）

介護保険制度による各種サービスの提供や介護予防・日常生活総合支援事業等を通じて、日常生活の支援、介護状態の維持・改善及び介護予防などに取り組めます。

● 高齢化に対応した在宅福祉の充実（再掲）

障害のある高齢者の在宅生活において必要とされるサービスについて、介護保険制度との連携のもと、介護保険サービスへの上乗せ分や障害福祉サービスに固有のサービス等の提供を行い、在宅福祉の充実を図ります。

【イ リハビリテーション供給体制等の充実】

（ア）リハビリテーション供給体制の充実

● リハビリテーション供給体制の充実

障害福祉サービスの自立訓練（機能訓練）や生活介護のほか、介護保険サービス、高齢者福祉事業との連携を図りながら、地域におけるリハビリテーション供給体制の充実に努めます。

（イ）公費負担医療制度の運営等

● 自立支援医療費（更生医療）の支給

身体障害のある人に対して、障害の軽減・回復につながる手術や、重度障害に対応して継続的に行われる人工透析等に関する医療費として、自立支援医療費を給付します。

● 自立支援医療費（精神通院）の支給（再掲）

精神科・神経科等への継続的通院が必要な人に対して自立支援医療費を給付するとともに、制度の周知にも併せて取り組みます。

● 自立支援医療費（育成医療）の支給（再掲）

身体に障害がある児童を対象に自立支援医療費（育成医療）を給付し、その障害の除去や軽減を支援します。

● 重度心身障害児者等への医療費の助成

重度の心身障害のある人等に対して、福祉医療費支給事業により医療費の自己負担額を助成します。また、重度の精神障害等のある人への適用範囲の拡充を図ります。

● 重度心身障害老人等への医療費の助成（再掲）

重度の心身障害がある高齢者等（後期高齢者医療制度被保険者）に対して、重度心身障害老人健康管理事業により医療費の自己負担額を助成します。また、重度の精神障害等のある人への適用範囲の拡充を図ります。

【ウ 精神保健医療の推進】

（ア）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

●精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築（再掲）

精神障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、保健所、医療機関、障害福祉サービス事業所、当事者・ボランティア団体等と幅広く連携を図りながら、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加等に関する相談と支援に対応した包括的なケアシステムの構築を目指します。

（イ）医療機関との連携

●精神障害のある人への相談支援の充実

保健所や医療機関、指定一般相談支援事業者等との連携のもと、精神障害のある人の症状や特性に寄り添った相談支援により適切な医療につなげ、早期の回復や障害の緩和を支援に努めます。

●自立支援医療費（精神通院）の支給（再掲）

精神科・神経科等への継続的通院が必要な人に対して自立支援医療費を支給するとともに、制度の周知にも併せて取り組みます。

（ウ）情報提供の充実

●情報提供の充実（再掲）

障害のある人の生活に関わる情報全般について、市政だより・FMうじ・ホームページ・SNS等の様々な媒体を通じて、わかりやすく効果的な情報提供及び啓発を実施します。

5 雇用・就業、経済的自立の支援

(1) 基本的な方向

雇用・就業、経済的自立の支援については、「第2期計画」においても、雇用の促進、福祉的就労の充実などに取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果では、今後希望する暮らしを送るために必要とする支援として、精神障害者（18歳以上）及び障害児全体では、「経済的な自立のための就労支援」と「経済的な負担の軽減」に多くの回答をいただきました。

障害のある人にとって雇用・就業は、経済的自立の手段であるとともに、社会参加や社会貢献の基本となるものであり、今後も働く意欲のある障害のある人が、可能な限り本人の希望に応じて働くことができる環境づくりを進める必要があります。

この間の雇用・就業に関する制度としては、平成25年に「障害者優先調達推進法」が施行され、障害者就労施設等の生産活動の支援が規定されるとともに、平成25年・令和元年・令和4年に「障害者雇用促進法」が順次改正され、障害者への差別の禁止・合理的配慮の提供義務・国及び地方公共団体による率先的な雇用・雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化など、雇用の分野における障害者の権利保障等が示されたところです。

今後も、障害のある人の雇用と就労を促進するため、事業主をはじめ市民に対する啓発を進め、一人でも多くの障害のある人が、一般就労や福祉的就労など、本人の意向や適性に沿った多様なかたちで働き続けることのできる環境づくりに努めます。



障害者施設が運営する「かむ come カフェ」
(市役所8階のコミュニティカフェ)

(2) 主な施策

【ア 雇用の促進】

(ア) 市民や企業への啓発等の充実

●市民や企業への啓発等の充実

障害のある人の雇用促進を図るため「市政だより」や「宇治労政ニュース」等を通じて、市民や企業に対し、理解や協力を求める啓発を行うとともに、企業に対しては、ジョブコーチ制度や施設整備助成制度など国の各種助成制度の情報提供に努めます。

(イ) 市内企業等との連携

●農業・産業の分野との連携

障害のある人の一般就労や障害者就労施設等への委託業務につなげるため、農業・産業の分野との連携構築及び協働による取り組みを進めます。

●京都府はあとふる企業との連携

京都府が推進する「京都はあとふる企業」の認証制度と連携し、市内企業に対して、制度の周知及び障害のある人の積極的な雇用の呼びかけを行い、市内から多くの企業が認証を受けられるよう努めます。

(ウ) ネットワーク組織との連携

●関係機関との連携による相談体制の充実

公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、障害者就労施設等との連携を強化し、一人一人の障害のある人の特性に応じたきめ細かい就労相談体制の充実を図ります。

●山城北圏域自立支援協議会との連携

山城北圏域自立支援協議会の就労部会と連携し、広域における啓発や情報交換を通じて、障害のある人の雇用促進を図ります。

(エ) 一般就労の定着の推進

●一般就労の定着の推進

障害者就労施設等から一般就労に移行した障害のある人について、就労後に就労定着支援サービス等により必要な指導・助言が得られ、一般就労先の企業等に定着できるよう、就労定着支援サービスの普及啓発や関係機関との連携に努めます。

（オ）障害のある職員の採用

●市職員採用の促進

一事業所としての宇治市において、障害者雇用促進法の理念や法定雇用率を踏まえ、障害者雇用の推進を図ります。

●訓練的雇用の実施

一般就労を目指す障害のある人を会計年度任用職員として任用し、「サポートチーム」として指導員のもとで庶務的業務に携わってもらうことにより、一般就労に向けたスキルアップを支援します。

（カ）契約制度の取り組み

●総合評価競争入札の取り組み

障害のある人の一般就労及び地元企業等の地域社会への貢献を促進するため、障害のある人の法定雇用状況を評価項目にした、条件付き一般競争入札（総合評価競争入札）制度に取り組みます。

【イ 福祉的就労の充実】

（ア）障害者施設の製品の販路拡大

●障害者施設の製品の販路拡大

市役所における障害者施設の販売機会である「ロビーほっとショップ」「オープンカフェうじ」及びコミュニティカフェの取り組みの充実や、障害者施設の製品のPR、本市の行事での活用等により、障害者施設の製品の販路拡大に努めます。

●市内の企業等への広報

市内の企業等に向け、障害者施設の製品、提供可能な役務、各種の民間イベント等への出店について広報を行い、官公需を超えた広い範囲への販路の拡大に努めます。

（イ）優先調達推進

●優先調達の推進

年度ごとに障害者就労施設等からの優先調達に係る推進方針及び調達目標額を定め、市全体として目標額の達成に向けて優先調達を推進します。

6 教育の振興

(1) 基本的な方向

障害のある人や児童の教育の推進については、「第2期計画」においても、早期対応の充実、一人一人の教育的ニーズに応じた学校教育の充実、生涯学習の充実などに取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果では、学校等に対し、「能力や障害の状態に応じた指導体制の充実」と「本人の希望や障害特性・能力に応じた進路指導の充実」を求める回答が多くなっています。

この間、国においては、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」が批准され、「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する」とこととされるとともに、令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児がそれ以外の児童等と共に教育を受けられるための最大限の配慮が規定されるなど、障害のあるこどもと障害のないこどもが、できるだけ同じ場でともに学ぶことを目指す方向性が示されてきました。

こうした中、障害のある児童の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育におけるニーズを把握し、その持てる力を高めて生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う特別支援教育を推進するとともに、障害のある児童とない児童が共に学ぶインクルーシブ教育を推進するなど、必要な教育環境の整備に努めます。

さらに、学校卒業後の障害のある人についても、学習機会の確保に努めます。



中学校での体験学習

(2) 主な施策

【ア 教育的ニーズに応じた学校教育（特別支援教育）の充実】

(ア) インクルーシブ教育の推進

● インクルーシブ教育システムの構築

障害のある児童一人一人の状況や特性等に応じたきめ細かい支援体制の中で、障害のある児童もない児童も共に学ぶことができるよう、「多様な学びの場創造事業」での取り組みやその研究成果を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に努めます。

【多様な学びの場創造事業】

インクルーシブ教育システムの構築を目指して、令和5年度からモデル校にインクルーシブサポーターを配置し、多様な教育的ニーズに対応できる支援体制づくりを行うとともに、特別支援学級及び特別支援教育に係る教員の専門性を高め、指導・支援の充実を図る事業。

● 通級による指導の充実

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対して、特別支援教育コーディネーターを中心に、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を推進します。また、教育相談の充実に努めます。

● 医療的ケア児の受け入れ

医療的ケア児が、身近な地域の小・中学校等に通い、必要な支援を受けながら健やかに成長することができるよう、「安心子育て支援事業」等を通じて、看護師の安定確保をはじめとする小・中学校等での受け入れ体制の構築を図ります。

● (仮称) 乳幼児教育・保育支援センターとの連携(再掲)

乳幼児期の教育・保育の一層の充実を図るため、(仮称)乳幼児教育・保育支援センターにおいて、特別な配慮や支援が必要なこどもの課題の共有、就学前施設への訪問支援、療育施設や小学校等との連携などの取り組みを行うことにより、切れ目のない支援の充実に努めます。

(イ) 就学と進路指導の充実

● 就学支援の充実

障害のある児童に対する一貫した支援を目指し、保護者との相談活動を重視しながら一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かい就学支援に努めます。

●進路指導の充実

一人一人の希望と障害の特性に応じて最適な進路選択ができるよう、特別支援学校、京都府教育委員会及び一般就労・福祉的就労の事業所等、各種関係機関と連携しながら進路指導に努めます。

●特別支援学校との連携

特別支援学校に通学する児童との交流及び共同学習や卒業後の進路相談などを通じて、特別支援学校との連携を図ります。

(ウ) 教育環境の整備

●学校施設の改善

バリアフリートイレやスロープの設置など、障害のある児童に配慮した学校施設の整備改善に努めます。

(エ) 教職員研修の充実

●教職員研修の充実

障害のある児童一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援に関する教職員研修の一層の充実に努めます。

【イ 生涯学習の充実】

(ア) 学校卒業後の学習機会の提供

●図書館機能の充実

障害のある人の読書環境の充実に向け、デイジー図書・点字図書等の整備や障害者図書郵送貸し出し・視覚障害者専用電子図書館・対面朗読等のサービス提供に取り組むとともに、その取り組みについて周知を図り、図書館利用の促進に努めます。

●講座や教室の充実

障害のある人の社会的視野を広げ、社会参加を進めるために、視覚・聴覚・肢体・心身等、障害の種別ごとの障害者教室の充実に努めるとともに、市の主催する各種講座や教室の全般について、障害のある人が利用しやすい運営に努め、生涯学習の推進を図ります。

Ⅱ

差別の禁止と必要かつ合理的な配慮の提供による社会的障壁の解消

7 差別の解消、権利擁護の推進、虐待の防止

(1) 基本的な方向

差別の解消、権利擁護の推進、虐待の防止については、「第2期計画」においても、成年後見制度の普及・啓発、虐待の防止、差別の防止などに取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果では、障害のある人が差別を受けたり嫌な思いをした場面として、「外での人の視線」や「仕事や収入面」との回答を多くいただいています。また、今後の成年後見制度の利用希望の有無については、「分からない」の回答が最多となっています。

この間、障害のある人の権利に関する法令等の状況としては、平成24年10月の「障害者虐待防止法」の施行をはじめとして、「障害者の権利に関する条約」の批准、「障害者差別解消法」の施行、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行など、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念の実現に向けた法整備が進んでいます。

宇治市においても、こうした趣旨を踏まえ、平成29年4月に「障害を理由とする差別の解消に関する宇治市職員対応要領」（職員対応要領）を施行し、市職員が、障害者の社会的障壁の解消の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことを義務付けました。

今後も、障害のある人や、求められる配慮等に関する理解促進のため、様々な機会を捉えて広報・啓発活動を実施するとともに、障害者虐待の防止の取り組みを推進します。

また、親亡き後など、本人の意思決定や生活を支援する親族等がいない状況でも、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見制度の制度周知及び利用しやすい仕組みづくりに努めます。

(2) 主な施策

(ア) 差別の解消

● 市民への啓発の促進

それぞれの障害の種別や特性を尊重しながら、障害のある人の社会参加と市民の理解や協力を推進するため、啓発活動の充実を図ります。

● 「障害者週間」「人権週間」等を通じた障害理解の促進

「障害者週間」（12月3日～9日）、「人権週間」（12月4日～10日）、「障害者雇用支援月間」（9月）等を通じ、障害のある人への理解や人権問題、または障害者雇用に関する積極的な啓発活動に努めます。

(イ) 成年後見制度の普及・啓発

● 判断能力が不十分な障害のある人に対する支援

判断能力に不安がある障害者に対し、社会福祉協議会の福祉サービス利用支援事業と連携して福祉サービス利用の手續や金銭管理等の支援を図るとともに、より判断能力が不十分で身寄りがない人には、成年後見の申立代行や、生活困窮に伴う申立費用及び後見人等報酬の助成を行います。

● 成年後見制度の利用促進に係る体制強化

親族等の支援が受けられない境遇にあっても、障害のある人が地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の利用に関する相談や申立代行等の支援体制について、中核機関の設置の検討を含め機能強化を図るとともに、必要とする人がもれなく制度を認知し利用できるよう、制度に関する情報の発信・提供を積極的に行い、広報の強化を図ります。

(ウ) 虐待の防止

● 障害者虐待への対応の充実

障害のある人に対する虐待の通報時に、被害者・家族へのケア及び再発防止等に関する的確に対応できるよう、研修等を通じて相談・指導に関するスキルアップを図るとともに、京都府とも連携して支援体制の充実に努めます。

● 障害者虐待の防止等に関する啓発の促進

障害のある人への虐待を防止するとともに、虐待の発生時に速やかに通報等の対応につなげてもらえるよう、障害者施設や全ての市民に対し、障害のある人の権利擁護及び虐待にかかる通報義務などについて啓発・広報を促進します。

8 安全・安心な生活環境の整備

(1) 基本的な方向

安全・安心な生活環境の整備については、「第2期計画」においても、ユニバーサルデザインの普及・啓発、建築物等のバリアフリー化の促進、住宅のバリアフリー化の支援などに取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果では、外出時に不便に感じたり困ることとして、特に身体障害者では、「道路の段差や歩行の障害物などで通行困難」や「建物や駅の設備が不便」との回答が多くなっています。

この間、国においては、平成28年2月に「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を策定し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたユニバーサルデザインの街づくりの推進等の取り組みが示されるとともに、令和2年6月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の一部を改正する法律」が施行されるとともに、同年11月には、バリアフリー法に基づく基本方針における令和3年度以降のバリアフリー化の目標が設定されました。

宇治市においても、平成27年3月には、市内のバリアフリー化を進めるための「宇治市交通バリアフリー全体構想」の改定により、新たに木幡・黄檗・伊勢田の3地区を重点整備地区に選定し、平成27年度から順次、各地区の交通バリアフリー基本構想を策定し、地区内の道路や鉄道駅などのバリアフリー化を推進してきました。

こうした状況も踏まえ、あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする「ユニバーサルデザイン」の理念も生かし、国や京都府と連携を図りながら、障害のある人が安心して安全に生活できる環境整備を進めます。

(2) 主な施策

(ア) ユニバーサルデザインの普及・啓発

● ユニバーサルデザインの普及・啓発

ユニバーサルデザインの定義や理念が、障害のある人にもない人にも広く浸透し、建物・製品・サービスなどのデザインに反映されるよう、京都府と連携しながらこの考え方の普及・啓発に努めます。

● 心のバリアフリーの推進

すべての人がバリアフリーの必要性を理解するとともに、支援を必要としている人に気軽に手助けができるよう、人々の心の中にある障壁の解消に向け、啓発活動などを通じて「心のバリアフリー」の推進に努めます。

(イ) 建築物等のバリアフリー化の促進

● 建築物等のバリアフリー化の促進

「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、建築物等のバリアフリー化について設置者や事業主への周知・指導を行います。

● 学校施設等のバリアフリー化の促進

学校施設等において、障害のある児童や保護者が円滑に利用できるよう、バリアフリー化の促進に努めます。

(ウ) 地域におけるバリアフリー化の促進

● 交通バリアフリーの推進

「宇治市交通バリアフリー全体構想」で定められた重点整備地区の鉄道駅や周辺道路等を中心に、バリアフリーを含めた交通利便性の向上につながる整備に努めます。

● 地域におけるバリアフリーの点検

道路交通施設等について、町内会・自治会や学区福祉委員会等が行う自主的なバリアフリー点検活動等の支援を行います。

(エ) 住宅のバリアフリー化の支援（再掲）

● 住宅改修費の助成（再掲）

重度の身体または知的障害のある人が、身体の状態に適するように住宅を改修する場合に、その費用を一部助成します。

9 防災・防犯等の推進

(1) 基本的な方向

防災・防犯等の推進については、「第2期計画」においても、防犯・防災情報の提供、情報登録制度の運営、福祉避難所の確保などに取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果では、地震や水害、火事等の災害時に困ることや不安なこととして、「避難場所の設備や環境が不安」や「安全な場所に迅速に避難できない」との回答を多くいただいています。

この間、宇治市では、防災に関して、災害時に障害のある人のニーズと視点に応じた充分配慮した応急対策が可能となるよう、市内の21か所の障害者施設等と福祉避難所の開設運営に関する協定を締結しました。

また、防犯に関しては、「宇治市安全・安心まちづくり条例」に基づき、平成28年に第3次、令和3年に第4次の「宇治市防犯推進計画」を策定し、防犯に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

今後も、障害のある人が地域社会において安全安心に暮らすことができるよう、平常時における防災訓練の実施や、災害発生時における避難支援、福祉避難所を含む避難所の確保など、障害特性に配慮した防災・災害対策を推進するとともに、障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取り組みを推進します。

(2) 主な施策

(ア) 防災対策の推進

● 防災訓練への参加

地域の防災訓練等への障害者施設や障害者関係団体の参加を促進し、災害発生時の円滑な避難に向けた体制等を事前確認するとともに、障害のある人における防災意識の醸成を図ります。

● 防災情報の配信（再掲）

宇治市における防災関係の情報提供を希望する人に対し、京都府の配信システムを活用し、防災情報を配信します。

(イ) 情報登録制度の運営

● 災害時の避難に支援を必要とする人への支援

障害のある人等が、災害時に迅速に避難できるよう、自主防災組織、町内会・自治会、民生・児童委員等地域の方々に支援者となっていただき、災害発生時の安否確認や避難誘導等の支援活動に取り組んでいただく災害時避難行動要支援者避難支援事業を実施します。

● 要配慮者情報の管理

自力で避難が困難な人があらかじめ消防本部に届け出ておくと、火災などの災害が発生したときに、消防隊などがその情報をもとに早期に救助を行う要配慮者情報管理事業を実施します。

(ウ) 福祉避難所の整備

● 福祉避難所の整備

障害のある人や高齢者など配慮を必要とする人が、避難所生活において支障を来さないよう、一般の避難所とは別に福祉避難所を設けることにより、福祉などの適切なケアを受けられる体制の確保に努めます。

(エ) 防犯対策の推進

● 防犯体制の整備

障害のある人をねらう悪質な商法や詐欺などの犯罪について、必要な知識や情報の提供に努め、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

● 犯罪被害等における支援

障害のある人は、犯罪被害時に自ら声を上げることが困難であり、被害が潜在化する傾向にあることから、庁内関係課や関係機関との連携により、本人や周囲の人が適切に相談し、心身のケアや見舞金の支給などの支援を受けられる体制づくりに努めます。



バリアフリー化された JR 木幡駅

Ⅲ 市民相互の理解と支え合いによる共生社会の実現

Ⅰ 0 理解と交流の促進

(Ⅰ) 基本的な方向

理解と交流の促進については、「第 2 期計画」においても、啓発広報活動の促進、障害の理解を進める福祉学習の推進、交流・ふれあいの場の充実などに取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果では、障害のある人に対する理解や差別解消のために必要なこととして、「行政の広報・啓発」や「学校等での障害への理解を深める教育」との回答を多くいただいています。

また、国において平成 28 年 2 月に策定された「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」では、ユニバーサルデザインの街づくりの一環として、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」の理念の推進が位置付けられています。

これらの考え方の普及も含め、障害のある人が住み慣れた地域において、自立し、主体的に参加できる地域社会をつくるために、今後も広報・啓発活動を一層推進し、障害のある人に対する理解の促進を図るとともに、障害のある人となない人の相互理解を深め、交流の促進を図ります。



身近に感じる人権講座

(2) 主な施策

(ア) 広報・啓発活動の推進

● 市民への情報提供と啓発の推進

共生社会の実現に向けて、全ての市民に障害への理解及び「心のバリアフリー」等の理念の浸透を図るため、市政だより・FMうじ・ホームページ・SNSなどの様々な媒体を通じて、効果的な情報提供と啓発を推進します。

● 「障害者週間」「人権週間」等を通じた障害理解の促進（再掲）

「障害者週間」（12月3日～9日）、「人権週間」（12月4日～10日）、「障害者雇用支援月間」（9月）等を通じ、障害のある人への理解や人権問題、または障害者雇用に関する積極的な啓発活動に努めます。

● 自立した障害者等の顕彰

市制施行記念式典にて、障害者の自立支援への功績が顕著な功労者及び自身の障害に前向きに生きている当事者の表彰を実施することにより、障害福祉従事者の働きがいや障害のある人の活動意欲を増進するとともに、市民全体への障害理解の促進を図ります。

● ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発

障害のある人が外出する際の安心の確保のため、障害のある人に対してヘルプマーク・ヘルプカードの携行について普及に努めるとともに、障害のない人に対しても啓発に努め、ヘルプマーク・ヘルプカードを通じて障害への理解と配慮を培います。

● 心のバリアフリーの推進（再掲）

すべての人がバリアフリーの必要性を理解するとともに、支援を必要としている人に気軽に手助けができるよう、人々の心の中にある障壁の解消に向け、啓発活動などを通じて「心のバリアフリー」の推進に努めます。

(イ) 障害の理解を進める福祉学習の推進

● 各種講座等の充実

公民館等の社会教育事業等での講座を開催するにあたり、障害に関する正しい理解を深めるため、障害のある人に関するテーマを取り上げていきます。

● インクルーシブ教育システムの構築（再掲）

障害のある児童一人一人の状況や特性等に応じたきめ細かい支援体制の中で、障害のある児童もない児童も共に学ぶことができるよう、多様な学びの場創造事業での取り組みやその研究成果を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に努めます。

●学校における交流及び共同学習の充実

特別支援学級との交流及び共同学習や特別支援学校との居住地校交流等、共に助け合い学び合う交流及び共同学習の充実を図ります。

●学校等のボランティアクラブや体験学習等の活動支援

近年、保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校等において様々な福祉ボランティア活動や体験学習が活発になっています。情報提供の充実や障害者関係団体と学校との連携等を積極的に行えるよう支援をします。

●事業所等における研修会への支援策の充実

宇治市社会福祉協議会が行っている事業所や各種団体等に対する社会福祉研修に対し、研修講師の派遣などの支援を行います。

●市職員の研修の充実

本市のすべての職員が、職員対応要領の趣旨のもと、障害のある人への不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供等を徹底するよう、引き続き職員研修の充実を図ります。

(ウ) 交流・ふれあいの場の充実

●イベント等を通じた交流の推進

宇治ボランティアフェスティバルや各種障害者施設でのイベント等の支援を通じて、障害のある人と市民の交流の促進を図ります。

●H o t ! ふれあいサロン事業等への参加促進

社会福祉協議会の事業であるH o t ! ふれあいサロン事業等の小地域福祉活動への障害のある人の積極的な参加を図り、身近な地域での交流とつながり作りの場を増やします。

●地域活動支援センターによる支援（再掲）

地域活動支援センターにおいて、創作活動や生産活動などの機会を提供することにより、障害のある人の社会参加及び交流を支援します。

●市役所ロビー等での交流の充実

市役所内で障害者施設の製品の販売等を行う「ロビーほっとショップ」「オープンカフェうじ」及びコミュニティカフェの取り組みの拡充を通じて、障害のある人と市役所を訪れた市民の交流機会の充実を図ります。

Ⅰ 文化芸術活動・スポーツ等の振興

(Ⅰ) 基本的な方向

障害のある人が、地域社会において生きがいを持って豊かに生活するうえで、スポーツ、文化芸術、レクリエーションなどの余暇活動は大きな役割を果たします。

文化芸術活動・スポーツ等の振興については、第2期計画においても、スポーツ・レクリエーション活動の推進、文化芸術活動の推進に取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果では、仕事や学業以外の活動として今後したいこととして、知的障害者（18歳以上）及び障害児全体を中心に、「スポーツやレクリエーション」「コンサートや映画、展覧会やスポーツなどの鑑賞・観戦」「文化芸術などの作品の創作やその発表」の項目に多くの回答をいただきました。

この間の国の動向として、平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進が位置付けられたところです。

また、令和5年3月には文化庁の京都移転が実現するとともに、「ワールドマスタースゲームズ2027関西」において宇治市も競技会場に選定されるなど、文化・スポーツともに盛り上がりの機運が醸成されています。

こうした中、障害のある人の自立と社会参加を促進し、障害のある人となない人との交流機会を拡大するため、大規模イベント等と連動した取り組みも含め、文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。



宇治市障害者スポーツ大会

(2) 主な施策

(ア) スポーツ活動の推進

●障害者スポーツを行う場の確保

生涯スポーツの一環として、各種の障害者スポーツが行えるよう既存施設の利用を促進します。

●障害者スポーツの支援体制の充実

障害者スポーツ大会やニュースポーツひろば等、各種スポーツ行事への参加について、ボランティアとの連携も含めて支援します。

●障害者スポーツのイベント等の充実

障害の種類・程度に応じて必要な配慮をしつつ、障害者スポーツ大会やニュースポーツひろば等を実施することにより、障害のある人のスポーツ活動に対する関心を高め、障害者スポーツの振興を図ります。

●障害のあるスポーツ選手の顕彰

全国規模の障害者スポーツ大会に出場する選手を激励するとともに、優秀な成績を収めた者（団体）を宇治市スポーツ賞で広く顕彰し、障害者スポーツに対する意識の高揚を図ります。

(イ) 文化芸術・レクリエーション活動の推進

●障害者芸術作品展等による作品発表の機会の確保

障害のある人による芸術作品について、障害者週間記念事業における作品展の開催や市役所等における常設展示の実施をはじめ、あらゆる機会を活用した発表の場の確保を図ります。

●図書館機能の充実（再掲）

障害のある人の読書環境の充実に向け、デイジー図書・点字図書等の整備や障害者図書郵送貸し出し・視覚障害者専用電子図書館・対面朗読等のサービス提供に取り組むとともに、その取り組みについて周知を図り、図書館利用の促進に努めます。

●各種行事等への参加のための支援

障害のある人が、文化芸術やレクリエーションに関する行事等へ参加しやすくなるため、様々な媒体による情報提供や参加時の外出支援を行います。

●**地域活動支援センターによる支援（再掲）**

地域活動支援センターにおいて、創作活動や生産活動などの機会を提供することにより、障害のある人の社会参加及び交流を支援します。

●**市が主催するレクリエーション行事に関する配慮**

市が主催する行事については、手話通訳や要約筆記の支援など、様々な障害のある人の参加を前提とした運営に努めるとともに、丁寧な情報提供に努めます。

●**各種レクリエーション活動への支援**

障害者関係団体が実施するレクリエーション活動を支援するとともに、様々なレクリエーション活動への障害のある人の参加の促進を図るため、ボランティアと連携しながら、必要な支援を行います。



障害者施設での陶芸活動

Ⅰ 2 推進体制の整備

(Ⅰ) 基本的な方向

障害のある人の高齢化や福祉ニーズの多様化に的確に対応し、障害福祉サービス等の提供をはじめ、障害のある人の生活を総合的かつ計画的に支援していくためには、行政・民間を問わず多岐にわたる主体が、個別の役割を担いながら、相互の連携の強化を進める必要があります。

そのため、宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会等の推進組織の運営をはじめ、様々な分野での主体間による意見交換の機会の確保等により、推進体制の整備を図ります。

また、少子高齢化の進展により地域の障害福祉を担う人材の不足が顕在化していることから、各種奉仕員の確保・養成とともに、障害者施設における福祉人材の確保についても支援に努めます。

(2) 主な施策

(ア) 推進組織の整備

●宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会の運営

当事者や関係者等の意見を反映しながら、本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、施策の推進において必要な関係機関相互の連絡調整を行うために、宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会を運営し、施策の進行等を点検します。

(イ) 福祉人材の確保・養成

●各種奉仕員の確保と養成（再掲）

社会福祉協議会やボランティア団体等との協力により、手話奉仕員・要約筆記者・音訳ボランティア・点訳ボランティアの養成講座を開催し、各種奉仕員の確保と養成に努めます。

●市担当職員の研修の充実

障害福祉を担当する職員の研修を充実し、市民の窓口相談やサービス提供及びケースワークが適切に行えるよう努めます。

●障害福祉サービス等の提供に係る人材確保の支援

各種サービス事業所や相談機関など、障害福祉サービス等の提供に関する様々な局面で人材確保が課題となっていることから、介護保険部門と共同での福祉職場就職フェアの開催等により人材確保を支援し、サービス提供体制の安定に努めます。

(ウ) 国・京都府・民間との役割分担と連携強化

●国・京都府への要望活動の強化

本計画を推進するため、広域的な施設整備や各種施策の実施にあたっての補助制度の適用等について、あらゆる機会を通じて国や京都府に要望します。

●民間の団体・施設の活動への支援

障害者関係団体や障害者施設等が障害者の福祉の増進のために行う主体的な活動への支援に努め、福祉サービスの向上を図ります。

●緊急時等における施設への臨時的な支援

災害、感染症の拡大、その他の社会経済情勢等により障害者施設の運営に大きな支障が出るおそれがある場合には、サービス提供体制への影響を抑えるため、国や京都府とも連携しながら、物資・経済等の面での臨時的な支援に努めます。

●ネットワーク化の推進

複雑多様化する様々な福祉課題に対して、多角的な視点からの確に対応するため、課題ごとに、関係団体・機関等との連携による柔軟なネットワーク化を図ります。



宇治市介護・福祉職場就職フェア

参考資料

Ⅰ. 第 3 期宇治市障害者福祉基本計画 策定の経過

年	月	事 項	
4	8	令和 4 年度第 1 回 宇治市障害者福祉基本計画 施策推進協議会の開催	次期計画の策定スケジュールについて
	11	令和 4 年度第 2 回 宇治市障害者福祉基本計画 施策推進協議会の開催	次期計画策定に向けたアンケート調査の実施について
		宇治市議会文教・福祉常任委員会 への報告	第 3 期宇治市障害者福祉基本計画等の策定に 向けたアンケート調査の実施について
	12	アンケート調査の実施 ○ 実施期間 令和 4 年 12 月 16 日から 令和 5 年 1 月 11 日まで	(1)障害者 (18 歳以上) ○ 配布対象者数 (計 3,306 名) 身体障害者手帳所持者 2,544 名 療育手帳所持者 305 名 精神障害者保健福祉手帳所持者 457 名 ○ 回収結果 回答者数 1,335 名 回答率 40.4% (2) 障害児 (18 歳未満) ○ 配布対象者数 (計 694 名) 身体障害者手帳所持者 110 名 療育手帳所持者 399 名 精神障害者保健福祉手帳所持者 69 名 特別児童扶養手当対象児童 116 名 ○ 回収結果 回答者数 233 名 回答率 33.6% (3) 発達障害のある人 ○ 配布数 189 名 ○ 回収結果 回収数 67 名 回収率 35.4%

年	月	事 項	
5	8	令和5年度第1回 宇治市障害者福祉基本計画 施策推進協議会の開催	次期計画の策定に向けたアンケート調査の 結果及び次期計画の方向性について
	10	令和5年度第2回 宇治市障害者福祉基本計画 施策推進協議会の開催	第3期宇治市障害者福祉基本計画の初案の 概要について
	11	令和5年度第3回 宇治市障害者福祉基本計画 施策推進協議会の開催	第3期宇治市障害者福祉基本計画の初案に ついて
	12	宇治市議会文教・福祉常任委員会 への報告	第3期宇治市障害者福祉基本計画（初案） 及び第7期宇治市障害福祉計画・第3期 宇治市障害児福祉計画（初案）について
		パブリックコメントの実施 ○ 実施期間 令和5年12月20日から 令和6年1月19日まで	○ 周知方法 ・ 市政だよりへの掲載 ・ 宇治市ホームページへの掲載 ・ 宇治市 LINE 公式アカウントからの配信 ・ 市役所庁舎内・市公共施設等への資料配架 ・ 市内の障害福祉施設等の運営法人への通知 ○ 提出意見 49名（120件） ○ 説明会の開催 開催回数：3回
6	2	令和5年度第4回 宇治市障害者福祉基本計画 施策推進協議会の開催	第3期宇治市障害者福祉基本計画の最終案に ついて
		宇治市議会文教・福祉常任委員会 への報告	第3期宇治市障害者福祉基本計画（初案） 及び第7期宇治市障害福祉計画・第3期 宇治市障害児福祉計画（初案）に対する 意見募集結果及び最終案について

2. 宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会 委員名簿

令和6年2月現在

区分	委員名	団体名等	役職等
学識経験者	加藤 博史	龍谷大学	名誉教授
	鈴木 良	同志社大学	教授
議会代表	木本 裕章	宇治市議会	文教・福祉常任委員長
関係団体	石野 勉	宇治市肢体障害者協会	副会長
	今里 忠幸	宇治市視覚障害者協会	会長
	清水 克子	宇治市ろうあ協会	会長
	工藤 由紀子	宇治市中途失聴・難聴者協会	会長
	松村 祐子	宇治市障害児・者父母の会	会長
	太田 敏子	京都府南部の精神保健福祉をすすめる会 かわせみ	副理事長
	藤田 佳也	(福) 宇治市社会福祉協議会	常務理事
	西城 哲	宇治市民生児童委員協議会	副会長
	森 博文	(福) 山城福祉会	志津川福祉の園 施設長
	石崎 蓉子	(福) 同胞会	統括施設長
	西山 治	(福) 宇治東福祉会	理事長
	犬伏 俊博	(福) 不動園	理事
	海老原 弘行	(福) 宇治福祉園	理事
	大野 雅史	(福) かおり福祉会	かおり之園 園長
	服部 武司	宇治久世医師会	理事
	竹村 真理	宇治久世歯科医師会	副会長
関係機関	土井 浩之	京都府山城北保健所	福祉課長
	迫間 勝樹	京都府宇治児童相談所	所長
	香村 充	宇治公共職業安定所	次長
	今井 雅世	宇治市校長会	三室戸小学校 校長
	池原 幸代	京都府立宇治支援学校	校長
	小原 裕典	障害児(者)地域療育支援センター ういる	センター長
	下前 拓也	障害者就業・生活支援センター はぴねす	センター長
	鳥羽 耕造	宇治市地域自立支援協議会	議長

第3期宇治市障害者福祉基本計画

〈令和6年度～令和11年度〉

発行／宇治市 福祉こども部 障害福祉課
〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地

TEL：0774-22-3141（代表）

E-mail：shougaifukushi@city.uji.kyoto.jp

